

金融庁 提出資料

規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ
2022年12月1日

事業者からの要望等

- 金融商品取引法上の目論見書、契約締結前交付書面、契約締結時等交付書面及び投資信託及び投資法人に関する法律上の運用報告書を含む顧客交付書面の原則デジタル化についての要望が、日本証券業協会から規制改革推進会議に寄せられ、2021年12月、日本証券業協会及び金融庁に対するヒアリングが行われた。

目論見書	交付目論見書	募集・売出しにより取得させ又は売り付ける場合、あらかじめ又は同時に交付
	請求目論見書	募集・売出しにより取得させ又は売り付ける時まで、顧客から請求があったときは、直ちに交付
	訂正目論見書	募集・売出しにより取得させ又は売り付ける場合、訂正届出書が提出されたときは、あらかじめ又は同時に交付
契約締結前交付書面		金融商品取引契約を締結しようとするとき、あらかじめ交付
契約締結時等 交付書面	契約締結時交付書面	金融商品取引契約が成立したとき、遅滞なく交付
	取引残高報告書	金融商品取引契約の成立・受渡しの都度交付を受けることについて顧客から請求があった場合、成立・受渡しの都度、それ以外の場合、四半期/1年間未満の報告対象期間の末日ごとに、遅滞なく交付
運用報告書	運用報告書 (全体版)	投資信託財産について、計算期間の末日(又は作成期日)ごとに、知っている受益者に交付
	交付運用報告書	運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面を作成し、知っている受益者に交付

(注) 上記の金融商品取引法上の書面のほか、特定預金等契約・特定保険契約・特定信託契約・特定金融サービス契約・特定共済契約・特定電子決済手段等取引契約についても同種の書面が存在。

(資料) 金融審議会 顧客本位タスクフォース(第3回)事務局説明資料より作成

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ中間整理(2022年6月22日公表)

- 金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、顧客本位の業務運営と金融サービスの向上の観点から、顧客への情報提供の充実とデジタル化について議論が行われ、2022年6月22日、これまでの審議の内容として、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ中間整理」がとりまとめられている。

Ⅱ. 経済成長の成果の家計への還元促進

1. 顧客本位の業務運営の確保と金融サービスの向上

金融機関によるデジタルツールも活用した顧客への情報提供の充実

① 深度ある、より分かりやすい情報提供

適切なポートフォリオ形成を通じて、家計が資産所得を安定的に増加させていくためには、金融商品取引において、顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供される必要がある。

2021年に改訂された「顧客本位の業務運営に関する原則」においては、分かりやすく簡潔に重要な情報を提供し、多様な商品の比較を行いやすくするという趣旨の下、「重要情報シート」が導入された。その際、重要情報シート等を用いて契約締結前交付書面の主な内容を顧客に説明した場合には、デジタル化の進展を考慮し、必要な措置を講じつつ、法定書類を紙で交付することを要しないこととされた。現在、販売にあたる金融事業者において重要情報シートの導入が進みつつあるが、定型的な記載が多く比較しにくい、文字ばかりで分かりにくい等の指摘もあり、重要な情報を簡潔に分かりやすく提供するという趣旨に照らし、更なる改善が期待される。また、社会経済全体のデジタル化が進展する中であって、こうした趣旨を引き続き徹底し、デジタルツールを効果的に活用し、書面や、書面を単に電子化した電子ドキュメントよりも、充実した情報が分かりやすく提供されるように工夫していくことが、「顧客本位の業務運営」の実現、ひいては経済成長の成果の家計への還元の観点から重要であると考えられる。

② 情報提供のデジタル化

金融商品取引に関する情報提供について、デジタル・リテラシー等の顧客属性に応じた保護を図りつつ、デジタルによる情報提供を原則とする枠組みへ移行していくことについての検討が求められている中、新規契約・既存契約のそれぞれに関して、①顧客同意の可否や意思確認の方法、②書面が選択可能であることの周知方法、③書面交付に要するコスト負担のあり方、④その他顧客保護措置の必要性、⑤(個々の事業者に加え)業界全体としての情報提供のデジタル化に関する周知のあり方、などについて引き続き検討していくことが考えられる。

(資料)「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ中間整理」抜粋

金融審議会 顧客本位タスクフォースにおける議論

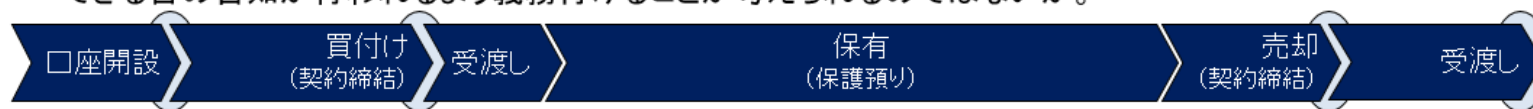
- 資産形成の促進に資する顧客本位の業務運営の確保及び金融リテラシーの向上について、具体策を専門的に検討するため、市場制度ワーキング・グループの下に顧客本位タスクフォースが設置され、議論が行われている。

(資料)金融審議会 顧客本位タスクフォース(第3回)事務局説明資料

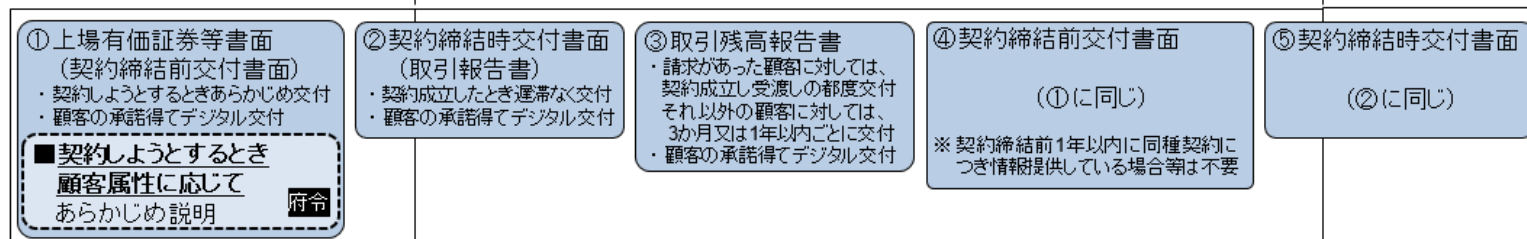
V

説明・書面交付の見直しのイメージ(①上場株式の例)

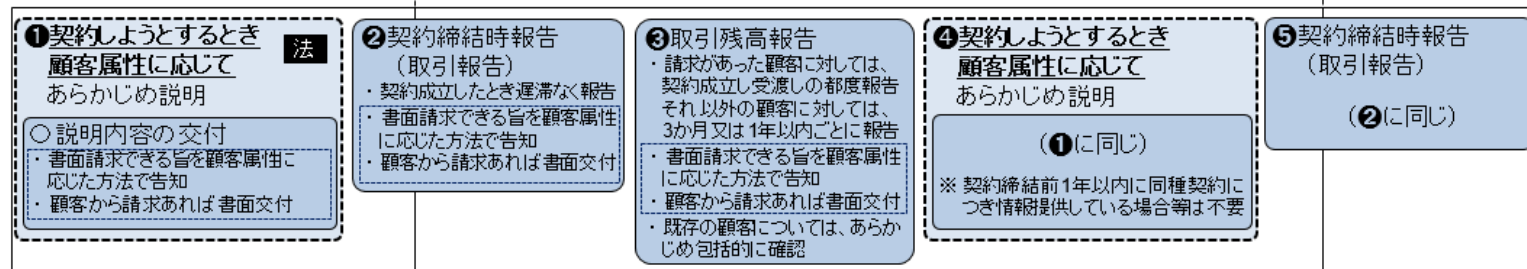
- 現在の金融商品取引法令においては、書面交付義務を法律上規定し、これに伴う形で、いわゆる実質的説明義務を内閣府令で規定している。
- これまでの議論にあったように、書面による一律の情報提供ではなく、それぞれの顧客に適した媒体で、充実した情報をより分かりやすく提供すべきであるとの意見を踏まえれば、実質的説明義務を法律上規定し、情報提供の媒体は問わないこととしたうえで、顧客の属性(デジタル・リテラシー等)に応じた方法で、書面請求できる旨の告知が行われるよう義務付けることが考えられるのではないか。



■ 現状(原則書面)



■ 見直しのイメージ(デジタル又は書面)



金融審議会 顧客本位タスクフォース 中間報告(案)

□ 11月22日に開催された会合において、「顧客本位タスクフォース 中間報告(案)」が示された。

Ⅱ 家計の資産形成を支えるインベストメント・チェーンの機能発揮

2. 顧客への情報提供・アドバイス

② デジタル技術の情報提供への活用

適切なポートフォリオ形成を通じて、家計が資産所得を安定的に増加させていくためには、金融商品取引において、顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供される必要がある。特に、①において述べた利益相反事項や手数料等の重要な情報について、デジタルツールを効果的に活用し、充実した情報が分かりやすく顧客に対して提供されるように工夫していくことが「顧客本位の業務運営」の実現の観点からも重要である。

顧客属性に応じ、それぞれの顧客により適した媒体で、充実した情報の分かりやすい提供を実現するため、契約締結前や契約締結時などの情報提供については、金融事業者において書面とデジタル手段を自由に選択できるようにすることが考えられる。また、デジタル・リテラシーは人によって様々であることから、実質的な説明が顧客に理解されるために必要な方法と程度により提供されることが重要であり、金融商品取引業等に関する内閣府令で規定されているいわゆる実質的説明義務を法律上規定すべきである。また、デジタル手段による提供に際しては、金融事業者のコスト削減を目的として単に現行の書面を電子化したものを交付するのではなく、閲覧する機器に最適化し、容易にアクセス可能な方法、かつ、顧客等による比較分析などの活用が可能な方法で提供が行われるようにすべきである。

以上の措置を講じるに際しては、顧客のデジタル・リテラシーの差異等を踏まえ、書面により情報提供を受ける選択肢を確保した上で、顧客属性に応じた方法で書面交付が可能であることを告知することを義務付けるべきである。

また、顧客の認識なく書面交付が電子交付に変更されるといった事態が起こらないようにするため、必要な期間を確保した上で、既存契約を有する顧客に対して確実に伝達を行うといった顧客保護のための配慮が、個々の金融事業者に加え、業界全体としても必要である。

書面交付に係る費用については、顧客による情報収集のハードルとなりかねないとの意見もあり、当面、書面交付に関して、当該顧客に追加的な手数料は求めず、金融事業者の負担とすることが求められる。

(資料)金融審議会 顧客本位タスクフォース(第4回)(顧客本位タスクフォース「中間報告(案)」抜粋)

【参考】他の分野におけるデジタル化の促進

- 2020年の割賦販売法改正では、クレジットカード会社(包括信用購入あっせん)によるカード交付時・利用時の情報提供(規約、利用明細等)について、利用者の承諾を前提とせず電子提供を行うことが許容された。ただし、利用者から求めがあった場合は書面を交付しなければならないこととされている。
一方、クレジットカード会社による契約解除等の「催告」は、利用者の法的な契約関係に影響する特に重要な情報提供であるとして書面交付(利用者の承諾を取得すれば、電子による方法が可能)となっている。
- 2021年の特定商取引法改正では、従来電子提供が認められていなかった販売業者等による交付書面について、消費者の事前承諾を得た場合には電子提供を行うことが許容された。

■ 割賦販売法 (2020年改正後 (2021年4月施行))

包括信用購入あっせん		個別信用購入あっせん (例: オートローン、リフォームローン、家電製品のクレジット等)	
包括信用購入あっせん業者	加盟店 (包括)	個別信用購入あっせん業者	加盟店 (個別)
<ul style="list-style-type: none"> ・カード交付時 ・カード利用時 ・リボ債務請求時 <p>情報提供 (利用者の求めがあれば、書面交付)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カード利用時 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別クレジット契約申込時 ・個別クレジット契約締結時 <p>書面交付 (利用者の承諾を取得すれば、電子による方法が可能)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約等締結時
<ul style="list-style-type: none"> ・契約の解除等の催告時 <p>書面交付 (利用者の承諾を取得すれば、電子による方法が可能)</p>	<p>情報提供 (利用者の求めがあれば、書面交付)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の解除等の催告時 <p>書面交付のみ</p>	<p>書面交付 (利用者の承諾を取得すれば、電子による方法が可能)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン・パソコン完結型サービス <p>完全電子化 (書面交付義務を負わない。)</p>			

■ 特定商取引法 (2021年改正後 (2023年6月までに施行))

訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入	連鎖販売取引・特定継続的役務提供 ・業務提供誘引販売取引
販売業者等	販売業者等
<ul style="list-style-type: none"> ・申込書面 ・契約書面 	<ul style="list-style-type: none"> ・概要書面 ・契約書面
<p>書面交付 (消費者の承諾を取得すれば、電子による方法が可能)</p>	<p>書面交付 (消費者の承諾を取得すれば、電子による方法が可能)</p>